平成２３年（フ）第１６８３３号
東京都板橋区高島平５丁目41―５　第三やまき荘205
債務者　平野　卓也
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９０７号
東京都葛飾区西亀有３丁目38―10　第２西亀荘102号
債務者　竹上　明宏
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６９号
東京都大田区本羽田２丁目11―４―１
債務者　星山　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９９０号
東京都台東区清川２丁目３―８―304
債務者　恩地　　進（旧姓篠宮）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９９９号
東京都江戸川区東松本１丁目９―12
債務者　柏原　　桂
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６５号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目363　サンリット　レジデンスⅡ202
債務者　笠井　　稔
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2241番地１
債務者　那須　勝美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第７８号
栃木県那須郡那珂川町馬頭1973番地　町営清流住宅１―７、前住所栃木県那須郡那珂川町小口1202番地
債務者　森　　直美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生428番地　町営住宅船生第２団地４号室
債務者　佐藤　和弥
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１５１０号
東京都八王子市椚田町558番地５カーサベルニ202号
債務者　原田　郁子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４６号
東京都調布市多摩川５丁目17番地７オリエンタル京王多摩川101
債務者　上山奈緒美（旧姓井本）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５６号
東京都昭島市宮沢町472番地６サンスウィート101号
債務者　高橋　利治
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６６号
沖縄県宜野湾市新城２丁目16番12―201号
債務者　池田　喜孝
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２６９号
沖縄県沖縄市与儀１丁目32番３号
債務者　池田恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２５９号
東京都東久留米市南沢２丁目20番50号サウス・ヒル202
債務者　吉原　秀幸
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９３号
静岡県菊川市和田777番地の１
債務者　岡本　祐治
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係